

標準報酬月額及び標準賞与額(合計額)の引き上げについて

◆標準報酬月額の上限について

平成28年4月より標準報酬月額の上限が121万円(47級)から3等級増えて139万円(50級)に引き上げられます。

(改 定 前)

等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000 円	1,175,000 円 以上



(改 定 後)

等級	標準報酬月額	報酬月額	
第47級	1,210,000 円	1,175,000 円 以上	1,235,000 円 未満
第48級	1,270,000 円	1,235,000 円 以上	1,295,000 円 未満
第49級	1,330,000 円	1,295,000 円 以上	1,355,000 円 未満
第50級	1,390,000 円	1,355,000 円 以上	

◆標準賞与額の年間合計上限額について

賞与を支払った場合の「標準賞与額」(支給額の千円未満を切り捨てた額)についても、平成28年4月より、年度合計(4月1日から翌年3月31日まで)の上限額が、これまでの

540万円から**573万円**に引き上げられます。